

作成日 2022 年 11 月 6 日  
(最終更新日 2022 年 11 月 6 日)

## 「情報公開文書」

医学部 HP 掲載用

受付番号： 2022-1-897

### 課題名：内臓動脈瘤の増大や塞栓後の再開通リスクに関する後ろ向き研究

#### 1. 研究の対象

2012年1月から2022年11月に当院にて内臓動脈瘤として画像的にフォローされた患者（300名）および内臓動脈瘤に対する塞栓術による治療を受けた患者（50名）。

#### 2. 研究期間

2023 年 1 月（倫理委員会承認後）～2024 年 12 月

#### 3. 研究目的

内臓動脈瘤の増大や塞栓療法後の再開通に関する血行力学的かつ血管幾何学的な要因を明らかにすること。

#### 4. 研究方法

内臓動脈瘤症例の CT あるいは MRA 画像から血管形状データを抽出する。そこから血管形状モデルを作成し、CFD を行う。各症例において、血管幾何学的な指標（例えば、親血管の長さや蛇行の程度）および流体力学的な指標（例えば、瘤内へ向かう血流の方向や流量、瘤内の流れの構造、流れの停滞度）の評価を行う。塞栓後の症例については、塞栓後を想定した CFD を行う（例えば、瘤内を多孔質体と仮定した計算やコイルを充填した動脈瘤血管モデルを用いた計算）。内臓動脈瘤に増大傾向が見られた症例や塞栓後に再開通が見られた症例で、流体力学的かつ血管幾何学的な指標がどのような傾向を示すかを探索することで、動脈瘤の増大や塞栓後の再開通に関わるリスク因子を探索する。

#### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報： 造影 CT 画像、血管造影時の画像

#### 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

#### 7. 研究組織

本学単独研究

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学病院放射線診断科  
鎌田 裕基 医員  
宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1  
022-717-7417

研究責任者：

東北大学病院放射線診断科  
高瀬 圭 教授  
宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1  
022-717-7417

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合